

鳥取県告示第 247 号

景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、鳥取県景観計画を定めたので、同法第 9 条第 6 項の規定により告示する。

当該景観計画の図書は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課並びに東部総合事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の生活環境局建築住宅課並びに八頭総合事務所及び日野総合事務所の県土整備局維持管理課において公衆の縦覧に供する。

鳥取県大規模行為景観形成基準（平成 5 年鳥取県告示第 611 号）、平成 6 年 4 月 15 日付鳥取県告示第 366 号（景観形成地域の指定について）、景観形成地域基本計画（平成 6 年鳥取県告示第 367 号）、平成 7 年 8 月 1 日付鳥取県告示第 561 号（景観形成地域の指定について）及び景観形成地域基本計画（平成 7 年鳥取県告示第 562 号）

（以下「旧告示」という。）は、廃止する。ただし、鳥取県景観形成条例（平成 19 年鳥取県条例第 14 号）附則第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる行為については、旧告示の規定は、廃止の日後もなおその効力を有する。

平成 19 年 3 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博